

小 論 文

(問 題)

2022 年度

注 意 事 項

1. 問題冊子、解答用紙は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
2. 問題は2～5頁に記載されています。問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
3. 下書用紙は一人につき一枚のみ配付します。
4. ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
5. 試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名を記入してください。受験番号は正確に正しいに記入してください。読みにくい数字は採点処理に支障をきたすことがあるので、注意してください。
6. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わず筆記用具を持っていたり解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
7. 試験終了後、問題冊子、下書用紙は持ち帰ってください。
8. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。
9. 解答用紙に記載の注意事項もあわせて確認してください。

下記の【課題文】を読んで、次の3つの問題に答えなさい。

＊この問題は、あなたの問題解決能力、論理的思考力および文章表現力を確認するためのものであり、法学的知識を問うことをねらいとするものではありません。また、法的に「正しい」結論を出すことができるか否かにより、評価するものではありません。

- (1) 筆者は、最後の段落で、「二重結果の原理」について、論争や批判が存在することを指摘している。「二重結果の原理」について簡単に説明したうえで、どのような点で、それが論争や批判的となりうるのかについて、課題文中の例を用いて、説明しなさい（解答用紙上端の頁番号1～2頁を使用すること）。
- (2) 下に示す2つの事例について、「二重結果の原理」を用いて、正当化できるかどうかを論じなさい（解答用紙上端の頁番号3～4頁を使用すること）。

<事例1>

ブレーキが壊れた列車が、恐ろしいスピードで暴走してくる。その前方の線路には、5人の人間が縛り付けられており、このままではひき殺されてしまう。ちょうどあなたの前に線路の分岐器がある。これを切り替えれば、列車は本線を外れ、引き込み線に向かうことで、5人は命を救われる。ところが、引き込み線にも1人の人が気を失って倒れており、この人はひき殺されてしまう。助け出すことは不可能だ。この時、あなたは、分岐器を切り替えることを選んだ。

<事例2>

ブレーキが壊れた列車が、引き込み線のない直線の線路を恐ろしいスピードで暴走してくる。その前方の線路には、5人の人間が縛り付けられており、このままではひき殺されてしまう。あなたの傍らには、列車を確実に止められるほど大きなバックパックを担いだ男がいる。彼を線路に突き飛ばせば、彼は死ぬが5人を救うことができる。また、男からバックパックを引き離す時間的ゆとりはなく、男を突き飛ばす以外に方法はない。そこで、あなたはバックパックの男を線路に突き飛ばすことにした。

- (3) 上の<事例1>に、縛り付けられた5人ないし1人の人の属性について決め手となる具体的な要素を付加した事例を、いくつか創案し分析することで、「二重結果の原理」が、「善い結果と悪い結果を伴う状況」での意思決定の正当化論理として有効か否かについて、評価（部分的擁護、部分的批判も可）しなさい（解答用紙上端の頁番号5～6頁を使用すること）。

〔課題文〕

或る行為によって何らかの善い結果を手に入れようとすれば、望ましくない結果が副産物として生じ、逆に、望ましくない結果を避けようとすれば、善い結果をも断念せざるをえない、といった状況が、しばしば存在する。このような両義的な状況は、我々を、しばしば、深刻な倫理的葛藤状態へと陥らせる。そのような葛藤状態は、副産物として生じてしまう悪が人間の生死に関わる事態である場合に、決定的に深刻なものとなる。というのも、生死という人間の存在全体の根幹に関わる事柄が、より大きな善の達成のための単なる手段と見なされて正当化されてしまうならば、それは、人間の生命の尊重を要求する倫理規範を緩和・腐食させ、倫理的な秩序全体を揺るがしかねない大きな混乱を引き起こしてしまう可能性があるからである。だが、だからといって、このような仕方での「善」の達成に完全に歯止めをかけることも望ましくない。というのも、それは、極めて錯綜した好ましからざる状況の中に置かれながらも少しでも善い選択肢（または少しでも悪さの度合いの低い選択肢）を選んでいく、という人間の状況打開能力全体を否定してしまうことにも繋がりがかねないからである。

このような状況に対処するための代表的な理論、ないし道徳原則として、「二重結果の原理(the principle of double effect)」と呼ばれる原理が存在している。それは、衝突状況における我々の意志決定を導くための一ないしは、衝突状況における我々の行為を道徳的に評価するための一原則である。一言で言うと、それは、行為者が直接的な目的として引き起こすことは許されない悪い結果を、達成すべき善い結果の副産物として間接的に引き起こすことを容認するための原理である。

二重結果の原理は、元来は、ローマ・カトリックの倫理神学における重要な原理であった。その起源は、自己防衛における他者の殺害の倫理的な妥当性に関するトマス・アクイナスの議論のうちに求められる。それが、現代においては、カトリック倫理の枠を超えて、生命倫理・医療倫理を中心とした応用倫理の領域に属する多くの問題に実践的に適用されているのである。

—中略—

「二重結果の原理」の妥当性が議論されるさいに、しばしば引き合いに出されるのは、『新カトリック百科事典』に収められている「二重結果の原理」という項目である。この項目においては、同原理が簡潔に定式化されているからである。執筆者のコネルによると、「二重結果の原理」は、以下のように簡潔に定義される。すなわち、「二重結果の原理とは、二つの結果——一つは善い結果でもう一つは悪い結果——が帰結するような行為を合法的に遂行することができるのはどのような時であるのかを決定するために、道徳神学においてしばしば使用される行為の規則である。」

それでは、このような行為は、どのような時に遂行することが容認されるのだろうか。そのような場合を特定するために、続いて、四つの条件が列挙される。それは、以下のようなものである。すなわち、

(第一条件)

「行為自体が倫理的に善い(good)ものであるか、少なくとも善悪無記(indifferent)なものでなければならない。」

(第二条件)

「行為者は悪い結果を積極的に意志(will)してはならないが、単に許容する(permit)のみであればかま

わない。もしも悪い結果なしに善い結果を達成することができるのであれば、そうすべきである。悪い結果は、時には、間接的に意志的・意図的だ(indirectly voluntary)と言われる。」

(第三条件)

「善い結果は、悪い結果と少なくとも同じ程度に直接的に(immediately)行為から生じてくるのでなければならない(因果性の順序においてであって、必ずしも時間的な順序においてではない)。換言すれば、善い結果は、悪い結果によってではなく、行為によって直接的に(directly)作り出されるのでなければならない。そうでなければ、行為者は、善い結果へ至るために悪い手段を使用していることになってしまうが、それは決して許されないことである。」

(第四条件)

「善い結果は、悪い結果を許容することの埋め合わせをするのに十分な程度に望ましいものでなければならない。この決定を形成するにあたって、事例の重要性に釣り合った配慮と賢慮を持ちながら、多くの要因が慎重に考慮され比較されなければならない。こうして、個人のみに影響する結果よりも、社会に全般的に利益を与えたり害悪を与えたりする結果の方が、より重要である。また、確実に起こる結果は、単に蓋然的な結果よりも、より大きな考慮に値する。そして、単に物質的な物事に関わる結果よりも、倫理的な性格を持っている結果の方が、より大きな重要性を有している。」

それでは、この四条件が当てはまると考えられている代表的な事例はどのようなものであろうか。コネルが挙げているのは、妊娠女性の「子宮切除術」の事例である。すなわち、妊娠している女性において子宮癌が発見され、すぐにその子宮を切除しなければ女性の死が帰結してしまうときに、その女性に子宮切除術を施すことは、倫理的に正当化される。というのも、この手術は、それ自体として、女性の生命を救うための手段として容認しうるものだからであり(第一条件)、また、その女性は、子供の死を積極的に意図しているのではなく、不可避の悪として予見し容認しているのみだからである(第二条件)。また、彼女の健康と子供の死は、因果性の順序において同様の直接性を伴って手術から生じてくるのであり、子供の死という悪い手段によって女性の健康という善が生じてくるのではないからである(第三条件)。そして、女性の健康の回復という善い結果は、胎児の死亡という悪い結果の埋め合わせをするのに十分な程度に望ましい(手術が施されなくてもおそらく胎児は生き延びることができない)からである(第四条件)。このようにして、「二重結果の原理」の四つの条件に基づいて、「子宮切除術」は、正当化されることとなる。

それに対して、もしもその女性が、腎臓疾患や心臓疾患や肺炎を病んでいて、妊娠状態から解放された方が治療しやすいという状況があった場合に、中絶を行なうことは、認められない。そのような場合には、二重結果の原理の相応しい使用のための第三条件が欠けているからである。というのも、その女性の健康は、直接的に手術の結果として生じてくるのではなく、中絶の結果として生じてくるのであり、善い結果を引き起こすために悪い結果が使用されることになってしまうからである。

以上が、コネルによってまとめられた、「二重結果の原理」の標準的な定式化である。そして、同原理は、他にも多くの実践的な場面で使用される。例えば、戦争における爆撃の正当性を巡って本原理が適用されることがある。すなわち、市街地の爆撃の正当性をめぐって、「戦略爆弾投下者のケース」と「テロ爆弾投下者のケース」を区別し、前者を容認し後者の正当性を否定するために、本原理が適用される。前者においては、飛行士は、敵の工場の生産能力に致命的な打撃を与えるために、そこへの爆撃

を行なう。そのさいに、飛行士は、近隣に居住する無辜の一般市民の巻き添えという悪い結果が伴うことを予見しているが、その悪い結果を意図しているのではなく、意図しているのは、あくまでも、敵の工場の破壊による戦争の早期終結という善い結果のみである。それゆえ、前者は正当化される。それに対して、後者においては、敵の志気をくじくために、意図的に一般市民への殺戮を行なう。そこにおいては、戦争の早期終結という善い結果を達成するための手段として、一般市民の無差別殺戮という悪い手段が、予見されているのみではなく積極的に意図されている。それゆえ、「二重結果の原理」に基づいて、後者は正当化されないことになる。

また、医療資源の適正な配分をめぐる本原理が適用されることもある。それは、次のような場合である。すなわち、生命に危険な或る新種の病気が蔓延しているが、医療資源が決定的に不足している。その場合に、「医療資源管理のケース」と「モルモットのケース」を区別し、前者を容認し後者の正当性を否定するために、本原理が適用される。前者においては、医師は、治癒する可能性の高い患者だけを選別して治療し、治療困難な患者は放置しようとして決断する。そのさい、医師は、選別されなかった患者たちが死亡してしまうという悪い結果が生じてくるのを予見してはいるが、意図してはいない。それゆえ、このようなケースは正当化されうる。それに対して、後者においては、医師は、この新種の病気の特徴をよりよく知るために、治療困難な患者を意図的に放置するような実験計画を策定する。その場合、医師は、治療困難な患者の病状の悪化という悪しき手段によって、長期的な医学的善という善い結果を達成しようとしている。それゆえ、「二重結果の原理」に基づいて、後者は正当化されないことになる。

以上、複数の事例を列挙してきたが、これらの諸事例の構造には、「意図」と「予見」との区別という観点が重要な役割を果たしているという共通性が見出される。そして、この区別の妥当性こそ、「二重結果の原理」の哲学的な吟味において論争の的になっている点なのである。というのも、人間の行為の予見されうる結果は、行為における全体的な意図と区別することができるのか、という大きな問題点があるからである。行為の予見されうる結果の中で、「意図されているもの」と、「意図されている」のではなく単に「予見され同意されているもの」、スコラ学的な言葉遣いで言えば「許容されているもの」、この二つのものを区別することには哲学的・実践的な妥当性があるのだろうか。行為者は、自らの行為の善い結果へと意図を向けて悪い結果からは意図を引き離すことができる、ということを、二重結果の原理の第二条件は、前提にしているように見える。だが、このような、「意図の方向づけ」は、乱用される可能性があり、実際、十七世紀以来、詭弁的な論法として、多くの批判にさらされてきたのである。

【出典】

山本芳久『『二重結果の原理』の実践哲学的有効性—「安楽死」問題に対する適用可能性—』死生学研究1号（2003年）より。

※文章は、出題にあたって、見出しや原文・注記を一部省略し、表現を改めた。

〔以下余白〕

